

平成 27 年度監査事務所等モニタリング基本計画 **(審査・検査基本計画)**

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、審査及び検査の基本方針¹に掲げた視点及び目標を基本として、監査事務所等に係るモニタリングを実施する。

なお、本基本計画において、モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。また、オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、検査以外の監査事務所等に係る報告徴収、ヒアリング、関係先等との意見交換・連携等を通じた情報収集などを幅広く指すものとする。

（監査事務所を取り巻く環境）

我が国経済をみると、景気は、企業部門に改善がみられるなど、緩やかな回復基調が続いている。ただし、海外景気の下振れなどが、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）を取り巻く環境としては、新規上場企業数や株式時価総額の大幅増加など明るい兆しは見られるものの、上場企業数や上場企業の平均監査報酬額は小幅な減少から横ばいといった状況にある。

また、新たな手法によるファイナンスが活発化している一方で、取引所によるエクイティ・ファイナンスのプリンシプルの策定等の見直し等が行われている。

さらに、アジアを中心とした企業の海外進出の加速化や海外取引の増加に対応して、会計実務の国際化、経済取引の複雑化・専門化が進展しており、監査事務所として新たに対応すべき課題が増加している。

（会計不正への対応）

こうした中、証券取引等監視委員会による有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金勧告も多くなされるなど会計不正事案が引き続き発生している。

¹ 審査及び検査の基本方針：審査会が実施する審査及び検査について、その視点や目標、審査及び検査における基本的考え方や枠組みを定めたもの。概ね3年ごとに策定。

このような近年の会計不正事案等を踏まえ、平成26年3月期の監査から、監査における不正リスク対応基準が適用されており、国際的な不正対応重視の流れとあいまって、会計不正への適切な対応が求められている。

(コーポレート・ガバナンスにおける役割)

また、改正会社法や平成27年に取りまとめられるコーポレートガバナンス・コードにより監査役等の機能強化が図られるが、監査事務所には、監査役等のガバナンス機能への情報提供を含む一層の連携強化が求められる。監査役等との連携は、既に、改訂監査基準等や日本公認会計士協会（以下「協会」という。）と日本監査役協会の共同研究報告においても求められているが、今後、企業におけるコーポレート・ガバナンスの取組みなどと一層連携することにより、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に重要な役割を担うことが期待されている。

このように、金融・資本市場に対する投資者の信頼を確保して、我が国経済の発展を図る上では、企業財務情報の適正な開示が不可欠であり、独立した専門的な立場において行われる公認会計士監査の果たす役割は、ますます重要になるとともに、ガバナンス面における公認会計士監査に対する期待が高まっている。

(監査事務所における品質管理の現状)

一方、監査事務所の監査業務の運営の状況についてみると、協会の品質管理レビューの結果、大部分の監査事務所については、限定事項のない結論となっているものの、初めて品質管理レビューを受けた監査事務所では、限定事項付き結論となったり、比較的多くの指摘を受ける傾向にあることが認められるほか、上場会社監査事務所としての登録に至らず、継続審査となる監査事務所も認められる。

また、昨年度における審査会検査の結果、金融庁長官に対し行政処分その他の措置を講じるよう勧告した、業務運営が著しく不当であると認められる監査事務所が前年度に比し大幅に増加している。こうした事案における監査事務所の多くは、協会の品質管理レビューにおいて、限定事項付き結論となっていない。

さらに、平成26年6月12日に金融・資本市場活性化有識者会議が取りまとめた提言及び平成26年6月24日に閣議決定された『「日本再興戦略」改訂2014』において、企業の競争力を強化する観点から、監査の質の向上、協会の自主規制機能の強化等に向けた取組みを促進することが提言されている。

加えて、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）においては、監査事務所及び

監査監督当局における不備事項の根本原因分析、監査事務所のガバナンス、ビジネスモデルの検討の重要性が指摘されているところである。

こうしたことから、監査の品質を向上させ、我が国の監査制度に対する国際的な信用を維持・確保する必要がある。

以上のような情勢を踏まえ、平成27年度において、以下の監査事務所等モニタリング基本計画を策定する。

1 平成27年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

本年度においては、主に、以下の基本的な考え方でモニタリングに取り組む。

(1) 監査事務所の態様に応じたモニタリングの実施

監査事務所については、近時のモニタリングの結果等を踏まえると、大規模な監査法人²、大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人³、中小規模監査事務所の態様の違いにより、ビジネスモデル、業務運営、監査実施態勢、外部からの監視などが大きく異なっていると考えられる。したがって、監査事務所の態様に応じたモニタリングを実施する。

① 大規模な監査法人

国内グループ⁴・関係会社等や海外業務提携先との関係も含め、ビジネスモデル、ガバナンス等経営管理態勢等に係るオフサイト・モニタリングを強化するとともに、検査についてはテーマ別検査の徹底など効率的な検査を実施する。また、基準等への準拠性の観点からだけでなくベスト・プラクティス（最良慣行）の確立に資する観点からのモニタリングを実施する。

② 大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人

我が国監査業界における重要性に鑑み、重点的にモニタリングを実施する。具体的には、検査を定期的実施するとともに、海外業務提携先との関係を含むビジネスモデル、ガバナンス等経営管理態勢等に係るオ

² 大規模な監査法人：上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上いる監査法人

³ 大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人：大規模な監査法人以外で、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査法人

⁴ 国内グループ：海外業務提携先との契約により、共通のロゴの使用や基本的な方針の遵守等を約した法人の総称を指す。

フサイト・モニタリングを併用する。

③ 中小規模監査事務所

当該監査事務所に係る情報収集・分析を的確に行った上で、監査事務所の品質管理態勢、個別監査業務の監査品質の確認を中心とした検査など、基準等への準拠性の観点からのモニタリングを実施する。

特に、検査においては、中小規模監査事務所の体制や設立経緯等に起因するビジネスモデルの検証に重点をおくこととする。

(2) 日本公認会計士協会の品質管理レビュー制度等の総括的検証

審査会は、従来より、協会の品質管理レビューの検証を行ってきたところであるが、品質管理レビューを受けた監査事務所に対する近時の検査等の結果を踏まえ、品質管理レビューの有効性の問題など品質管理レビュー制度や上場会社監査事務所登録制度等を中心として、監査の品質の向上に向けた自主規制機関としての協会の対応等について、一層の総括的な検証を行う。

(3) オフサイト・モニタリングの強化

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するために、協会、金融庁の関係部局、取引所等の関係団体、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局や監査事務所の海外提携先との意見交換・連携などを通じた情報共有のための取組みをより一層強化する。また、監査事務所のリスクに応じた情報収集・分析体制の高度化を図る。さらに、情報収集・分析結果に基づき、報告徴収やヒアリングを実施するほか、検査の実施を検討するなどオンサイト・モニタリングとの一体的な運用に努めるものとする。

(4) 国際的な連携強化

国際的な監査監督機関・各国監査監督当局等への情報発信・情報共有など連携をより一層強化する。また、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局等に対する監査の品質の向上に係る政策課題の提案や監査監督上の書簡（EOL⁵）の締結拡充など国際的な連携強化に努めることとする。

(5) モニタリング実施態勢の検討

監査事務所の態様に応じた情報収集・分析、検査の実施に向けて、審査会のモニタリング実施態勢を強化する。

モニタリングの実施態勢については、国内外からの情報、会計実務の国

⁵ EOL : Exchange of Letters

際化や我が国の監査事務所の態勢等について、適切に分析し対応を図ることができる高度で多様な専門性を備えた人材、効率的で実効的なモニタリングを指導できる人材の登用に加え、会計・監査に係る国際的な動向や主要な課題にも留意した研修等を通じて人材の育成を進めるなど、一層の充実を図っていく。

2 オフサイト・モニタリングに係る基本計画

効率的で実効性のあるオフサイト・モニタリングを実施するために、協会の品質管理レビューに係る報告等のほか、協会、金融庁の関係部局、取引所等の関係団体に加え、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局や監査事務所の海外業務提携先との間の意見交換・連携などを通じた情報共有をより一層強化するとともに、過去の報告徴収・検査結果を有効に利用する。

また、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析体制の強化・高度化に努める。さらに、得られた情報も活用し、監査事務所や個別監査業務に係るリスクを的確に把握する観点から、以下のとおり、協会の品質管理レビューの検証や監査事務所に対する報告徴収を行うほか、ヒアリングを実施するなど、監査事務所の態様に応じたオフサイト・モニタリングを実施する。

(1) 協会の品質管理レビューの検証

協会の品質管理レビューについては、

- ・ 品質管理レビューにおいて限定事項付き結論となっていない監査事務所について、審査会の検査で勧告となる事案も発生していること
- ・ 上場会社監査事務所登録制度における登録審査中の監査事務所を含む新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所については、限定事項付き結論となる割合が高く、審査会の検査で勧告となる事案も発生していること
- ・ 平成23年度から一定規模以上の預金等総額を有する信用金庫等の監査業務が品質管理レビューの対象とされており、新たに品質管理レビューの対象となる監査事務所が増加していること

等の状況を踏まえると、協会においては、レビュー実施体制の強化などを通じ、より一層の実効性向上が図られることにより、監査事務所における適切な監査の品質管理の定着を図り、業界横断的な問題への対応も含め、より強力な指導性が発揮されることが期待される。

さらに、品質管理レビューについては、指導的機能から指導・監督機能へその性格の変更及び措置制度の導入並びに品質管理レビューの対象監査事務所

及び対象監査業務の拡大などを内容とする制度見直しが行われたところであり、本取組みの円滑な運用を注視する必要がある。

以上のことから、品質管理レビューの有効性を含め品質管理レビュー制度や上場会社監査事務所登録制度等を中心として、監査の品質の向上に向けた自主規制機関としての協会の方針や対応等について、監査事務所に係るモニタリングの結果を踏まえた一層の総括的検証を行う。

(2) 報告徴収

監査業務の適正な運営について、監査事務所に対してその適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、適時に報告徴収を実施する。本年度の報告徴収においては、品質管理に関する指摘が広範に認められるなどの監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、中小規模監査事務所にみられる業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証する。

特に、業務運営上の本質的な問題ともなり得る監査事務所の経営方針、収益・財務構造、組織・人材といった経営管理に関する項目を報告徴収の対象とする。

また、効果的に検証を行う観点から、報告徴収は、対面の方式を基本とする。

なお、報告徴収の結果、重大な問題が認められた監査事務所（特に、新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所）については、当該結果を検査等における重要な参考情報として活用することとする。

3 検査基本計画

検査の基本方針に基づき、検査対象先である監査事務所との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等の認識を共有し、的確かつ効果的な指摘に努める。

その際、業務改善に向けた優れた取組み等が認められる場合には、当該取組み等も含めて評価するとともに、検査対象先等とも認識を共有することとする。

そのために必要な検査班の編成や運用を弾力的に行っていく。

また、検査結果については、監査事務所から協会への検査結果通知書（写し）の提出等を通じて、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を促していく。

さらに、優れた取組み等を含め、検査で確認された事例等を抽出し、検査結

果事例集等として取りまとめ、説明会等を通じて、協会や監査事務所等の関係先だけではなく、市場関係者等に対して積極的に発信していく。

以上を基本に、本年度検査においては、次に掲げる事項に重点を置き、監査事務所の規模等の態様に応じた検査を実施することとする。

- ① 品質管理体制の維持向上に向け、監査事務所が整備した経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置などの業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているかの検証。

なお、業務の執行の適正を確保するための措置としては、具体的には、業務に対する監査事務所の代表者の意向・姿勢、業務のリスク等に応じた人材の採用・育成・配置、社員等の評価・報酬決定の方針等のほか、社員間の協力及び相互牽制など組織的な監査を実施するための組織構築に講じた措置などが考えられる。

また、中長期の経営方針・経営計画の策定状況や監査事務所を取り巻く環境を踏まえて、経営方針や経営管理に関する措置の見直し状況についても検証する。

- ② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して、監査契約の締結・更新、監査計画の立案、その他監査手続を実施しているかの検証。
- ③ 検査対象監査事務所に有効な改善を促すためには、不備の根本的な原因の究明と本質的な対応が必要であることから、検査の過程において、不備等が発見された場合には、当該不備の発生した直接的な原因のみならず、根本的な原因の検証。

本年度における監査事務所の態様に応じた検査対応は、以下のとおり。

(1) 大規模な監査法人に対する検査

大規模な監査法人については、資本市場における役割や監査監督を巡る国内外の動向等を踏まえ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果に基づき、検査を実施する。

大規模な監査法人については、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動等を踏まえると、品質管理については一定程度有効に機能しているものと考えられる。

このため、本年度においては、前年度から導入しているテーマ別検査⁶の実施を徹底する。

このテーマ別検査における共通テーマとしては、前年度に引き続き、

- ・ 収益認識
- ・ 会計上の見積り
- ・ 職業的懐疑心の発揮（不正対応を含む。）
- ・ グループ監査（特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況等）
- ・ 審査

を選定する。

また、近時のモニタリングの結果を踏まえ、特に本年度における共通テーマとして、

- ・ 組織の末端までの品質管理の定着の状況についての検証（特に、従たる事務所の業務運営等）
- ・ 業種別（銀行、信用金庫・信用組合、証券会社、保険会社等）の監査業務の適切性の検証
- ・ 海外業務提携先による監視活動の適切性の検証
- ・ 海外を含む被監査会社や監査事務所に関する規制対応の状況の検証

を追加選定する。

さらに、当該監査法人における国内グループ全体の業務管理体制の整備・運用状況の検証などにも積極的に取り組むこととする。

また、監査役等とのコミュニケーション、専門家の利用の状況などモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題等については、意見交換等を通じた実態把握を行うことなどにより、効率的・効果的な検査対応を図ることとする。

なお、検査に際しては、基準等への準拠性の観点からだけでなく、当該監査法人のグローバル化に対応した経営管理態勢の構築などベストプラクティス（最良慣行）の確立に資する観点からの検査の実施に配意する。

（2）大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人に対する検査

大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人については、被監査会社の状況や監査法人の業容等を勘案し、我が国監査業界における重要性に鑑みて、重点的に検査を実施することとし、共通したリスクに着目した効果的かつ

⁶ テーマ別検査：監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手した上で、リスクベース・アプローチを原則としつつ、大規模な監査法人共通のテーマを選定し、当該テーマ及びリスクの高い領域に検証範囲を絞った効果的かつ効率的な検査

効率的な実施に配慮しつつ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果等に基づき、定期的に検査を実施する。

このため、本年度においては、

- ・ 監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動の状況など海外業務提携先との関係等も踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てたメリハリある検証
 - ・ 金融機関監査(特に、信用金庫・信用組合監査、ファンド監査)や被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
 - ・ 監査役等とのコミュニケーション、協会の品質管理レビューや検査における指摘事項に対する改善策の実効性の検証状況、監査意見の審査体制、専門家の利用の状況、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
 - ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
 - ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
 - ・ 監査を取り巻く環境等を踏まえて、当該監査法人における国内グループ全体の業務管理体制の整備・運用状況の検証
- などに重点を置くこととする。

(3) 中小規模監査事務所に対する検査

中小規模監査事務所については、監査契約の新規の締結・更新、業務管理体制の整備、品質管理レビューに対する改善への取組み、報酬依存度が高い監査業務に対する対応等の状況の検証・確認を効果的かつ機動的に実施することとし、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

このため、本年度においては、

- ・ 中小規模監査事務所の体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する問題点に留意した検証
- ・ 新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所における品質管理の状況についての検証
- ・ 金融機関監査(特に、信用金庫・信用組合監査、ファンド監査)や被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及

び能力等を含めた監査資源についての検証

- ・ 監査役等とのコミュニケーション、ファンド監査の対応状況、監査実施者に対する指導・監督状況、専門家の利用の状況、法令遵守措置等、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ 監査における不正リスク対応基準への対応状況の検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ オフサイト・モニタリング等を通じて把握した問題についての検証
- ・ 品質管理レビューによる指摘等に対する改善状況の検証

などに重点を置くこととする。

特に、新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所については、業務運営や品質管理に関する責任といった点に加え、十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源を有しているか、組織的な監査の実施のための体制整備の状況について、重点をおいて検証することとする。

4 モニタリングの事後的な対応

検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて、報告徴収を行い、品質管理の状況を確認・検証する。その際、金融庁の監査監督当局と緊密に連携し、不備の内容や重要性に応じた確認・検証に努める。なお、報告徴収の結果、不備等の改善状況が不十分であると認められた場合には、再度、報告徴収を実施することを検討する。

また、報告徴収を行った監査事務所において、問題となるような状況等を把握した場合には、適宜、ヒアリングを行うこととし、対象となった監査事務所の態様やリスクに応じた適切な対応を検討することとする。

なお、検査後の確認・検証において、監査事務所による十分な自主的な改善が認められない場合などについては、早期の再検査の必要性についても検討する。

さらに、一連の確認・検証の結果については、協会からの品質管理レビュー結果に係る審査に際して活用することにより、検査の実効性・効率性を高めるなど、検査及びオフサイト・モニタリングの一体的な運用を行う。

モニタリングの結果や状況等については、業界横断的な問題等を抽出するよ

うな深度ある分析を行い、検査結果事例集や各種レポートの作成等を行うとともに、協会、金融庁の関係部局、取引所等の関係団体及び国際的な監査監督機関・各国監査監督当局や海外業務提携先との間で、積極的な意見交換や情報発信等を行うなどして、監査の品質の確保・向上を図っていく。特に、協会は品質管理レビューの担い手であることから、品質管理レビューアーとの意見交換を実施するなど実効的な連携を図ることとする。